

厚生労働省岩手労働局発表
令和3年11月29日(月)

【照会先】
岩手労働局労働基準部賃金室
室長 松田 有司
室長補佐 佐々木 善一
電話 019-604-3008

報道関係者 各位

岩手県特定（産業別）最低賃金が改正されます
～ 令和3年12月29日から新しい最低賃金額が適用されます ～

岩手労働局（局長 ^{いなはら としひろ} 稲原 俊浩）は、下記の4産業に係る岩手県特定（産業別）最低賃金の改正決定について、令和3年11月29日付けで官報公示を行いました。

これにより、下記の4産業について、令和3年12月29日（水）から新しい最低賃金額が適用されます。

なお、全産業のすべての労働者に適用される「岩手県最低賃金」（時間額821円）は、令和3年10月2日に改正発効されています。

記

【改正決定】

- ・ 岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金
時間額 878円（現行852円）
- ・ 岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金
時間額 856円（現行829円）
- ・ 岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
時間額 847円（現行820円）
- ・ 岩手県自動車小売業最低賃金
時間額 879円（現行863円）

【据置き】

- ・ 岩手県各種商品小売業最低賃金は、平成28年12月11日に767円に改正されて以来、据置きとなっています。
- ・ 岩手県百貨店、総合スーパー最低賃金は、平成30年12月28日に800円に改正されて以来、据置きとなっています。
- 当該額は、現在の岩手県最低賃金を下回っていますので、岩手県最低賃金821円が適用されます。